

公益性の観点からみた 東京オリンピックのロゴ等の知財管理



会員 柴 大介

要 約

2020年開催予定の東京オリンピックのロゴ等の知的財産の管理状況を調べるために「大会ブランド保護基準」を読んだ際に感じた違和感について考察しました。その結果、公益性の観点から「大会ブランド保護基準」は根拠法制を明確にして、東京オリンピックのロゴ等の知財管理を一般国民にわかりやすく説明した方が、円滑な大会運営に寄与するのではないかと結論に達しました。

目次

〔はじめに〕

- I. 招致委員会による知財管理の考え方
- II. 組織委員会による知財管理の考え方
- III. 保護基準における知財管理についての考察
- IV. 保護基準のわかり難い点をさらに考える
- V. 東京オリンピックのロゴ等の知的財産を保護する商標制度について
- VI. 東京オリンピックのロゴ等の知的財産を保護する他の知的財産制度について
- VII. 「オリンピックシンボル」、「五輪」及び「互輪」

〔おわりに〕

〔はじめに〕

東京オリンピックのロゴ等の知的財産は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」）が管理しています。

組織委員会は、少なからぬ税金が投入された日本国民にとって高度に公益的な目的を有する公益財団法人であるので⁽¹⁾⁽²⁾、東京オリンピックのロゴ等の知的財産の管理（以下「知財管理」）の在り方を客観的な考察の対象とすることは、相応に意義があると筆者は考えます。

筆者は、東京オリンピックが組織委員会の下で成功し、国民全体の喜びとなることを心から願っており、この論考がその一助になればと思っています。

但し、客観的に論考の筋を通す過程で、耳の痛い要素があるかもしれませんが、東京オリンピックの成功に向けた筆者なりの提案と受け取っていただければ幸いです。

なお、本論考では、用語と関係組織を以下のように

略称します：

2020年開催予定の「第32回東京オリンピック競技大会（2020／東京）」及び「東京2020パラリンピック競技大会」⁽⁰⁻¹⁾をまとめて「東京オリンピック」；

「国際オリンピック委員会」を「IOC」；

「日本オリンピック委員会」を「JOC」；

「国際パラリンピック委員会」を「IPC」；

「東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会」を「招致委員会」。

I. 招致委員会による知財管理の考え方

1. 立候補ファイル

組織委員会 HP⁽⁰⁻¹⁾の「大会について」⁽⁰⁾→「大会計画」⁽⁰⁻⁶⁾→「立候補ファイル」⁽⁰⁻⁷⁾によると、2013年1月7日に、招致委員会は立候補ファイルをIOCへ提出しています。

立候補ファイルには、オリンピック立候補都市（以下「立候補都市」）に対するIOCの要請事項と、当該要請事項に対する立候補都市の回答が記載されており、知財管理については「テーマ4 法的側面4.3」と「テーマ7 マーケティング7.3.1」に説明されています。

2. 「テーマ4 法的側面の4.3」の概要

〔IOCの要請〕 オリンピック関連マーク（「オリンピック・シンボル」「パラリンピック・マーク」「エンブレム」「ロゴ」を例示）とオリンピック関連名称（「オリンピック」「オリンピアド」「オリンピック・モットー」「パラリンピック」を例示）とを、国の法的保護を中心にIOC及びIPCの要求通りに保護し、その保

護を保証すること。

〔招致委員会の回答〕 日本国においては、オリンピック関連マーク及び名称は「商標法」等の知的財産制度により保護され、水際や国内での模倣品・海賊版などの知的財産権侵害物品の取締りが積極的に実施されている。

3. 「テーマ7 マーケティング7.3.1」の概要

〔IOCの要請〕 アンブッシュ・マーケティングの効果的削減と制裁（オリンピック・スポンサーの競合企業による不正競争の防止など）に必要となる法規制が、2018年1月1日までに成立することを確約する政府の関係当局の保証書を提出すること。

〔招致委員会の回答〕 日本国においては、「不正競争防止法」により、オリンピック・マークを許可なくオリンピックと関連づけた形で商標として使用するなどの便乗行為は、刑事罰の対象として厳しく規制されており、さらに、IOC、大会組織委員会及びオリンピック・スポンサーの各種の権利は知的財産権⁽³⁾を保護する法律に基づき確実に保護される。

II. 組織委員会による知財管理の考え方

1. 大会ブランド保護基準

組織委員会 HP⁽⁰⁻¹⁾の「知的財産の保護」⁽⁰⁻⁸⁾ → 「Brand Protection」⁽⁰⁻⁹⁾に「大会ブランド保護基準」(以下「保護基準」)が掲載されています。

保護基準は、立候補ファイルにおけるIOCの要請と招致委員会の回答による東京オリンピック招致時の知財管理の考え方を国内向けに解説し、招致委員会の回答に示されたオリンピック関連マーク及び名称の保護を組織委員会が管理・実行する旨を、対外的に主張・警告したものです。以下にその概要を説明しますが、用語を以下のように整理します。

(1) 保護基準では、東京オリンピックを「東京2020大会」と略称しています。

(2) 保護基準でいう「東京2020大会関連マーク（エンブレム、ロゴ、スローガン等）をはじめとしたオリンピックおよびパラリンピックの知的財産」を、以下では「東京オリンピックのロゴ等の知的財産」といいます。

2. 東京オリンピックのロゴ等の知的財産の所有者と管理者

保護基準「1」冒頭は、立候補ファイルにおける招致委員会の回答を受けて、

東京オリンピックのロゴ等の知的財産の所有者はIOC及びIPCであり⁽⁴⁾、管理者は組織委員会であるということを宣言しています。

3. 大会関連マークの知的財産の使用を認められた者

保護基準「はじめに」によれば、大会関連マークの知的財産について、東京2020大会スポンサー等の特定の者⁽⁵⁾に使用を認め、特に、東京2020大会スポンサーには、IOC又は組織委員会と合意した業種において排他的な商業的利用権が与えられます⁽⁶⁾。

4. 東京オリンピックのロゴ等を保護する理由

保護基準「1」によれば、「オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用は、アンブッシュ・マーケティングと呼ばれ、IOC、IPC等の知的財産権を侵害するばかりでなく、スポンサー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります」とのことです。

5. 東京オリンピックのロゴ等の例示

保護基準が主な東京オリンピックのロゴ等として例示する中から、マーク及び用語に関するものを抜粋して表1にまとめました。保護基準によれば、これらのマークは「知的財産であり保護の対象となり」、これらの用語も「知的財産であり保護の対象となるため、自由に使用することはできません」とのことです。

6. 東京オリンピックのロゴ等の法的保護

保護基準「5」によれば、東京オリンピックのロゴ等は、日本国内では「商標法」「不正競争防止法」「著作権法」等により保護され、各法に権利侵害の禁止及び刑事罰に関する規定があり、「オリンピックシンボル、パラリンピックシンボル、大会エンブレム、JOC第2エンブレム、「がんばれ！ニッポン！」等の商標は、IOC、IPC、JOC、JPCまたは組織委員会により、広汎な指定商品もしくは指定役務において商標登録されています」とのことです。

7. アンブッシュ・マーケティングの防止の意義⁽⁷⁾

保護基準「6」は以下のように説明します：

(1) 「大会の運営経費の大部分をマーケティングによる財源調達に依存している」⁽⁸⁾；

(2) 「マーケティングの根本は…「知的財産」をスポンサーシップ、ライセンス等の権利として、カテゴリごとに独占的に企業等に対し販売するものです」；

(3) 「アンチ・アンブッシュは東京オリンピックのロ

ゴ等の知的財産を守るだけでなく、マーケティング活動の一部として「絶対に不可欠」な要素になってきました」；

(4) 「日本国政府は…IOC および IPC に対しアンブッシュ・マーケティング防止に関する保証書を提出しています」⁽⁹⁾

8. アンブッシュ・マーケティングとして問題となる例

保護基準「7」は以下を問題となる例として挙げています。

- (a) 大会エンブレムの無断使用
- (b) 使用が認められていない組織／団体の大会エンブレムの使用
- (c) オリンピックシンボルの使用
- (d) オリンピックを想起させる⁽¹⁰⁾用語の使用
- (e) オリンピック用語とトーチイメージの使用
- (f) 使用権利保有者以外の PR 誌の発行
- (g) オリンピックシンボルを想起させる⁽¹⁰⁾グラフィック
- (h) 各企業のプレスリリースにおいて「[オリンピック]」「[パラリンピック]」の名称およびそれらを想起させる⁽¹⁰⁾ような表現を、オリンピック・パラリンピックのイメージを流用する⁽¹⁰⁾態様で使用することはできません」とのことです。
- (i) 「以下のような用語を用いてオリンピック・パラリンピックのイメージを流用する⁽¹⁰⁾ことアンブッシュ・マーケティングととられる場合がありますので使用しないでください」と説明しています：

「Tokyo 2020 ●●●●●●」「目指せ金メダル」
 「●●●●リンピック」「ロンドン・リオそして東京へ」「祝！東京五輪開催」「2020 カウントダウン」
 「2020 スポーツの祭典」

Ⅲ. 保護基準における知財管理についての考察

1. 保護基準の要約

保護基準での組織委員会の主張・警告⁽¹¹⁾は、以下の(A)～(D)に要約できそうです。

- (A) IOC が東京オリンピックのロゴ等を「オリンピック資産」として独占的に所有し、組織委員会が国内において東京オリンピックのロゴ等の知的財産を管理する。
- (B) 組織委員会は、活動を支える収入源を確保する

ために東京オリンピックのロゴ等の知的財産をライセンス活用（特定のスポンサー等に対して協賛金等の支払いを条件に、東京オリンピックのロゴ等の知的財産の排他的な商業的利用権を付与）する。

- (C) 組織委員会は、協賛金等の減収を招き、組織委員会の活動に支障をきたす恐れがある東京オリンピックのロゴ等の知的財産の使用及びアンブッシュ・マーケティングを防止する。
- (D) 組織委員会は、アンブッシュ・マーケティングを防止するため、知的財産法の規定に基づき、東京オリンピックのロゴ等の知的財産を、特定の者以外の者が自由に使用することを禁ずる⁽¹¹⁾。

2. 保護基準の知財管理に対する違和感について

(1) 自由主義経済制度における契約自由の原則の下で、自己の管理する知的財産をライセンス活用し、その活用を阻害させないように第三者に主張・警告をすることは、正当な経済行為ですので、組織委員会が主張・警告(A)～(D)を公に示すことは法的に何ら問題ないと思います。

(2) 一方、契約自由の原則は、自由に経済行為をなす当事者間の調整原則であり、保護基準の場合の「当事者」は、一方が主張・警告主体の「組織委員会」、他方が主張・警告対象の「特定の者以外の者」となります。

しかし、「組織委員会」と「特定の者以外の者」とは自由に経済行為をなす者であるというだけでなく、以下の考慮すべき公益性を備えています。即ち、

組織委員会は、東京オリンピックという国家的事業の運営主体であり、かつ、少なからぬ税金が投入されている高度に公益性を要請される公益財団法人であり、組織委員会が主張・警告の対象として想定する「特定の者以外の者」とは、納税者でもあり組織委員会に要請される公益性の受益者である一般国民及びその一般国民が営む商店等の中小企業（以下、まとめて「中小企業等」）が多く含まれます。

(3) それにも拘らず、保護基準は、自由に経済行為をなす当事者間の調整原則を前面に押し出した内容となっており、上記した公益性の観点からの考慮が乏しく、知財管理の内容は公益受益者に対してわかり易いと思えない点に筆者は違和感をもちます。

(4) 「公益受益者に対してわかり易く説明する」ということは、高度な公益性を要請される組織委員会に課

せられた責任の1つであると思います⁽¹²⁾。

IV. 保護基準のわかり難い点をさらに考える

1. 東京オリンピックのロゴ等の知的財産を保護する権利の明示の観点

(1) 「特定の者以外の者が自由に使用することを禁ずる」という組織委員会の主張・警告(D)は、特定の者以外の者に対する東京オリンピックのロゴ等の知的財産の使用の差止請求を念頭においた警告といえます。

(2) 「おたくさんは、いったい何の権利があって私らにそんなことを要求するのですか」とは、映画やテレビドラマによくでてきそうなセリフですが、案外事の本質を突いています。

他人の経済行為を差し止めることは、自由主義経済制度の下、本来は自由になせるその他人の経済行為を制限することになるので、例外的に、法定された権利を有する者による、他人の特定の法定された行為に対してしか認められていません。

知的財産権は、他の経済法に基づく権利に比べて、例外的に差止請求権が規定されており、他人に対して極めて制裁力の強い権利です⁽¹³⁾。

そのため、知的財産権に基づく差止請求は、通常は、その根拠となる権利の内容を相手側に示した上でなされます。

(3) 一方、自由主義経済制度の下では、何ら権利を有さない者は、経済行為をなす前に、その経済行為を差止請求の対象とする権利の有無を予め調査することが要請されるといってよいでしょう。

しかし、主張・警告(D)の対象には中小企業等が多く含まれ、これらの中小企業等は、ネットにアクセスするための機器すらもない⁽¹⁴⁾場合も多く、難解な知的財産権の調査をする十分な能力及び資力を有するとは思えない場合が少なくありません。

(4) 従って、高度の公益性を考慮したわかり易い説明の観点から、組織委員会は、漫然とした説明と例示をするだけでなく、主張・警告(D)の根拠となる権利の内容を、例えば、登録番号等を含め整理した内容にして積極的に提示した方がよいと思います。

2. 権利の性格を考慮した知財管理の観点

(1) 商標権は、商標法に規定される差止請求権を備える権利であり、特許庁により審査を経て設権され登録公示され、権利の存在が公に確定されている有効性の

高い権利です。

故に、「商標権を有する」ので「使用を禁ずる」という言い方は、言った方に正当性があり(法的根拠が明確で)、言われた方も納得し易い(わかり易い)ということになります。

(2) 一方、不正競争防止法に基づく権利及び著作権は、裁判で争うことによって権利の存否が確定する権利です。

故に、例えば「著作権を有する」という言い方をされても、裁判で権利の存否が確定するまでは、それは「著作権を有する」と自称しているにすぎず、厳密には言った方に正当性があるとはいいい切れませんし、「著作権を有するので使用を禁ずる」と言われた中小企業等には、これをどう受け止めてよいのわかり難いともいえます。

(3) 自由に経済行為をなしうる者が、「〇〇権を有する」と自称して、差止請求することを念頭に置き何らかの経済行為の禁止警告を相手側にすることは法的に許容され得ます。その者が裁判で決着をつける覚悟で権利所有を自称しているものであり、それはその者の自由です。

しかし、高度の公益性の観点から、組織委員会が中小企業等にそのような禁止警告をすることには一定の配慮が必要であろうと考えます。

3. アンブッシュ・マーケティングの範囲の曖昧さの観点

保護基準は、II. 4の言い回しのように、全体にアンブッシュ・マーケティングに関する説明の歯切れが悪く、その範囲が、知的財産権により保護しうる知的財産と、保護しきれない知的財産の両方を含めているように読めます。

その結果、保護基準が例示する「アンブッシュ・マーケティングとして問題となる例」には、知的財産権の保護範囲に入る可能性が高いものと、入らない可能性の高いものが混在しているように見えます。

そのため、筆者のような知的財産制度の専門家でも、知的財産権の保護範囲に入らない可能性の高いものについては、いったい何を根拠に「問題となる例」として主張・警告しているのかがよく解らないということになります。

本論考では、以上の3つの観点から、商標権が相対的にわかり易い権利であることを考慮して、東京オリンピックのロゴ等の商標管理を中心に考察します。

V. 東京オリンピックのロゴ等の知的財産を保護する商標制度について

1. 組織委員会が例示するマーク及び用語に関する商標権の有無

(1) 商標権による他人の商標の使用を禁止できる効力（以下「商標権の禁止権」）の範囲は、商標権に係る指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に使用される登録商標と、同一又は類似の商標に及びます。

従って、特定の者以外の者である中小企業等は、組織委員会に、商標権における登録商標と指定商品・役務の情報を提示してもらえれば、その商標権の禁止権の範囲を考慮して自らの商標の使用を検討することができます。

(2) 筆者が試しに、組織委員会が例示するマーク及び用語に関する知的財産に関する商標登録状況を表1に整理してみました（データと画像は全て特許情報プラットフォーム⁽⁰⁻¹⁰⁾の収蔵情報と画像を引用しています）。なお、表1は筆者の大雑把な検索によりますので検索漏れ等の不備がありえる点はご了承下さい。

表1の左欄に、組織委員会が例示する使用禁止を要請するマーク及び用語をまとめ、

表1の右欄に、当該マーク及び用語と関連しそうな出願又は登録商標を対応させました。

こうしてみると以下のことがいえます：

(2-1) オリンピックシンボル (m1), パラリンピックシンボル (m2), JOC 第2エンブレム (m10), JOC スローガン (m13) 及び大会呼称 (m7) は、同一又は類似度が極めて高いといえる組織委員会の対応する登録商標がある；

(2-2) JOC 第1エンブレム (m9) はIOCの登録商標（国際登録1026242）を含み、

JPC 第1エンブレム (m11) 及びJPC 第2エンブレム (m12) はJOC及びJPCの登録商標（国際登録1026242, 0821377）を含む；及び

(2-3) w1~w3 及び w15, w4「オリンピック」, w6「オリンピックアン」, w7「オリンピックアード」, w13「Spirit in Motion」, w14のうちの「聖火」「聖火リレー」, w16「がんばれ！ニッポン！」も、それぞれ、上記(2-1)及び(2-2)の登録商標並びにIOC及び組織委員会の登録商標に同一である、同一の部分を含む、又は称呼が同一若しくは称呼が同一の部分を含む；

などを理由に注意を要し、中小企業等は、かかる注意の下で、これらの商標について、

指定区分に記載された指定商品・役務を精査すれば、商標権の禁止権の範囲を具体的に判断しえます。

(3) 一方、w5, w9~w12, w14のうちの「トーチ」「トーチリレー」等の対応する登録商標がなさそうな用語は、商標権の禁止権の範囲に入っていない、言い換えれば、商標権で保護されているわけではない、といえるかもしれません⁽¹⁵⁾。

(4) 中小企業等が個々に弁理士にこのような調査を依頼すれば、費用と手間の総計は莫大なものとなりますので、公益性の観点から、組織委員会は自己の所有する商標権の内容を具体的に自ら開示する方が合理的であるように思います。例えば、保護基準に、組織委員会が管理する出願・登録商標と指定商品・役務、審査状況がリストされた資料を添付しても良いと思います。

2. 権利化の過程の合理性

商標登録出願（以下「出願」）の出願人は種々の思惑を抱いており、本来の制度趣旨に沿っているとは言い難い出願の仕方をした場合であったとしても、それが後述する商標法の目的を阻害することにならないように登録要件が整備されており、審査で登録要件を満たすと判断されれば当然に登録されるので、その限りにおいて、出願人が制度を合法的に巧みに利用しているということであって、責められるべきものではないと思います。

しかし、高度な公益性が要請される出願人の場合は、そのような出願の仕方をする、公益性との関係で非常に無理が生じるように思います。

この点について、特許情報プラットフォーム⁽⁰⁻¹⁰⁾で入手できる情報に基づき、組織委員会の登録商標「TOKYO 2020」（商標登録5626678）の出願を例にして考察してみます。

2. 1. 予備知識

2. 1. 1. 商標法3条1項柱書

(1) 商標法の目的は「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること」（商標法1条）ですから、出願商標は「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」ことが課せられます（商標法3条1項柱書）。

但し、出願時は出願商標を使用していなくても将来の使用意思を有すれば足り、だからといって審査で使用意思を必ずしも確認されわけではなく、他の登録要

件を満たせば、出願商標は登録査定がなされます。

しかし、かかる制度趣旨の下では、商標の使用権者が継続して3年間使用しなかった（以下、「不使用」）登録商標は取消審判の対象となります（商標法50条1項）。

(2) 通常の出願では、出願人は、制度趣旨と出願費用を含む経済合理性を考慮して、自己の事業に関係して商標を使用する必要十分な数の商品・役務を指定します。

しかし、例えば、老人用雑貨の小売に使用する商標の場合、販売商品等を列挙して35類⁽¹⁶⁾を指定することが合理的です。

一方で、老人用雑貨の品揃えは、衣服、紙おむつ、入れ歯、杖等の身の回り品から、専用食器、大活字書籍、筋トレ用品等まで多様であるため、審査では商標法3条1項柱書違反が指摘され、これだけ多様な商品の販売をする意志が本当にあるのかを確認するために、出願商標の使用意思を明記した書面及び事業計画書の提出を要請されることがあります⁽¹⁷⁾。

2. 1. 2. 商標法3条1項6号

商標法の保護対象である「商標の使用をする者の業務上の信用」には、商標の自他商品・役務識別力（需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる機能）が含まれます。従って、出願商標は自他商品・役務識別力を有することが課せられます（商標法3条1項6号）。

2. 2. 登録商標「TOKYO 2020」の出願経過

(1) 当該出願は、出願日が2012年1月18日、出願人が招致委員会（当初のJOCが4月後に名義変更されました）、出願商標が標準文字で「TOKYO 2020」であり、特許庁が分類した我が国の全産業に渡る商品・役務の全て（45区分）を指定し、各区分に数十種類の商品・役務が列挙されています。

(2) 当該出願は、審査官から2つの拒絶理由を通知されました：

〔理由1〕 2, 13, 15, 23, 25, 27, 32~34, 38類以外は「出願人がこれらの事業を運営している事実を見出すことができず…この商標登録出願に係る商標を使用しているか又は近い将来使用する予定があることについて確認することができ」ないとする商標法3条1項柱書違反；

〔理由2〕 「イベントにおいては開催地の地名と開催時期の西暦の年号を組み合わせるイベントに使用する

ことが一般的に行われている…ほか、「TOKYO」の文字は商品の産地、販売地または役務の提供場所を表すものとして、また、アラビア数字についても商品の規格、品番等を表す記号、符号の一種または役務の提供年などを認識されうるもの…であることから、これを、その指定商品又は指定役務に使用しても、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない」とする商標法3条1項6号違反。

但し、審査官は、理由1については「商標の使用意思を明記した書面及び事業計画書…等によって出願人がそれらの指定商品、指定役務に係る業務を近い将来行う予定があることを明確にしにしたときは、この限りではありません」と救いの手を差し伸べています。

(3) 当該出願は、通常の出願で35類を指定した場合に比べて、指定した商品・役務の範囲が桁違いに広く、これら全てについて招致委員会が「TOKYO 2020」を使用して事業をする意志があるとは常識的に考えてもありそうにないことは明白です⁽¹⁸⁾、理由1は十分に説得力があります。

審査官はイベントの開催地と開催時期の組合せとして「東京 2012」「東京 2013」「Tokyo2012」「Tokyo 2012」「TOKYO 2012」等を含む使用例を列挙しており、ロゴとして特徴のない標準文字による「TOKYO 2020」に自他商品・役務識別力がないとする理由2も不当とは思えません。

(4) 出願人は、上記理由1及び2に対して、2012年10月9日及び2013年9月5日付けの2つの上申書（以下、前者を「上申書1」、後者を「上申書2」）によって以下の応答をしました：

〔上申書2による理由1に対する応答〕

・参考資料2を提出：「商標の使用を開始する意志」として「当法人は、本願の指定商品・役務中、別紙記載の商品・役務に係る事業を現在行っていませんが、これらの商品の譲渡（販売を含む）及び役務の提供に関する具体的な事業計画をもっており、遅くとも向こう4年以内には、当該商品・役務について本願商標の使用を開始する予定です」と記載され、指定した商品・役務のリストが添付されています。

・参考資料3を提出：「事業計画書」として「当法人は、本願の指定商品・役務中、別紙記載の商品・役務に係る事業を現在行っていませんが、これらの商品・役務に関する企画及び関連施設の建設等の準備

を進めており、遅くとも向こう4年以内には、当該商品・役務について本願商標の使用を開始する予定があります」と記載され、指定した商品・役務のリストが添付されています。

〔上申書1及び2による理由2に対する応答〕 上申書1及び2で、「VANCOUVER 2010」（ブロック体の文字商標、国際登録784289）、「ATHENS 2004」（登録第4432802号、標準文字）、「LONDON 2012」（国際登録813920、ブロック体の文字商標）等「オリンピック競技大会の開催都市名と開催年のコンビネーションからなる構成の商標は、これまで数多く登録されて」いるところ（上申書1）、「本年9月7日…には、IOC…総会にて、2020年…の開催都市が決定する」ので「東京都が開催都市に決定すれば、本願商標「TOKYO 2020」は、一夜のうちに莫大な顧客吸引力を獲得し、巨大な財産価値を有する標識に変化します。したがって、その場合に、早急に商標登録によって保護する必要性が高まることは火を見るよりも明らかであります。」（上申書2）と説明しています。

(5)「事業計画書」で、国内の全産業分野に対応する全45区分の商品・役務の事業計画を「商標の使用を開始する意志」とほぼ同文の4行でまとめるのは大変な苦勞があったと思いますが、これを事業計画と呼ぶには無理があるように思います。

また、商標法3条1項6号違反は、出願商標が使用によって著名化しても解消しないのが建前なので（商標法3条2項）、上申書1及び2による応答も無理をしているようにみえます。

(6)幸いなことに、審査官は上記応答に納得したようで、東京都が開催都市に決定した後の2013年10月16日付で登録査定がなされましたが、「遅くとも向こう4年以内には、当該商品・役務について本願商標の使用を開始する予定」という事業計画は進捗しているのでしょうか。

2. 3. 無理がどこに影響しうるのか

(1)商標法は、原則、商標の使用をする者に業務上の信用が蓄積することを予定しているので、商標を使用しなければその者の業務上の信用が蓄積するはずがないと考え、出願時に出願人の使用意思を要請し、不使用登録商標は化体した業務上の信用も消失すると考え、取消審判の対象とします。

従って、商標の使用権者が、使用する見込みのない商品・役務まで含めて、全区分に渡って権利化しよう

と思うと、どう考えてもいろいろと無理が生ずるのは当然のことです。

登録商標が、登録前を含めて使用されずに不使用登録商標となれば、取消審判（商標法50条1項）の対象になるだけでなく、事業計画書が使用意思に対して十分な内容でなければ、そもそも使用意思はなかったのではないかと思われ、商標法3条1項柱書違反が解消されていないことを理由とする無効審判（商標法46条1項）の対象にもなりかねません。

(2)審査で商標法3条1項6号違反が指摘されるような登録商標は、登録時の著名性を主張しても当該違反が建前上解消しないので（商標法3条2項）、やはり無効審判（商標法46条1項）の対象になりかねません。

(3)このような取消理由・無効理由を抱えた登録商標に基づく商標権は、権利行使した際に取り消されたり無効にされたりしかねないため、良い条件でライセンス契約をすることが難しくなることもあると思います。

また、取消対象の商品・役務の数があまりに多く、取消審判に要する手間と費用が尋常でないため誰も取消審判を起こさないであろう、などという制度趣旨を履き違えた考えの商標権者であれば、不買運動の対象になる等、相応の社会的制裁を受けることもありえるでしょう。

(4)本来の制度趣旨からいえば、商標登録出願において、商標主が明らかに使用するはずがない商品・役務を含む全区分を指定することは、前述したように、制度趣旨をはき違えた裏技に属すると疑われても仕方のない出願の仕方であり、高度な公益性が要請される組織委員会にふさわしい出願の仕方とは思えません。

2. 4. 無理のない商標制度の利用の例

2. 4. 1. 防護標章制度の利用

(1)商標法は、著名商標には、通常の商標に比べて遙かに強力な顧客吸引力を有し、蓄積する商標主の業務上の信用が極めて大きいと考え、特段に手厚い保護を与えており、防護標章制度はその1例です（商標法64条1及び2項）。

著名登録商標を、指定した商品・役務とは非類似の商品・役務に他人が使用したときに出所混同を生ずるおそれがある場合、その非類似の商品・役務（以下、「防護指定商品・役務」）について防護標章登録を受けることができ、防護標章登録に基づく権利によって、他人が、登録商標と同一範囲の商標を、防護指定商

品・役務に対して使用した場合、その他人の使用に対して差止請求権を行使しえます（(商標法 67 条各号)。(2) 例えば、商標「TOKYO 2020」の場合、出願の指定商品・役務を、実際の審査で審査官が「使用されている」と認定した 2, 13, 15, 23, 25, 27, 32～34 及び 38 類並びに対象となる商品を 2, 13, 15, 23, 25, 27, 32～34, 38 類に関する範囲に限定した 35 類だけにし出願すれば、商標法 3 条 1 項柱書違反は指摘されずに登録査定を受け得ます。

さらに、東京都が開催都市に決定して登録商標が著名になることを見越して、これらの指定商品・役務と非類似の全商品・役務を防護指定商品・役務として防護標章登録出願することが考えられます⁽¹⁹⁾。

防護標章登録では、防護指定商品・役務に登録商標を使用する意志は課せられていないので、著名性と出所混同性が認定されれば防護標章登録を受け得ることになります。

(3) 防護標章登録に基づく権利は禁止権であり使用権ではないので、使用権を設定するライセンス契約はできませんが、契約自由の原則の下、使用権についてのライセンス契約と実質的に同じ内容で禁止権不行使契約もなしえらると思います。

2. 4. 2. デザイン化したロゴとしての出願

イベントの開催地及び開催時期の組合せを、ロゴとしてデザイン化させて出願及び使用すれば、(そのロゴが著名になればなおさら) 自他商品・役務識別力を有するとして、商標法 3 条 1 項 6 号違反を回避できる場合があります。とあります。

2. 4. 3. 公益性との関係

(1) 商標「TOKYO 2020」は、東京都が開催都市に決定した瞬間に著名になることが約束されており、そのような個別事情は、審査官も最大限に尊重してくれるでしょうから、その著名性を有効に活用して無理のない権利化をすれば、無理から生じる取消理由・無効理由を指摘されずに、公益性の観点からも商標権に基づく無理のない主張・警告をなしうるのではないのでしょうか。

(2) 防護標章制度を利用すると、全区分を指定した商標権よりも狭い商標と区分の範囲しか防護できない代わりに、著名性及び出所混同性が特許庁により審査されますので、防護標章登録に基づく権利として安定性は高いはずで。

(3) 防護標章登録に基づく権利で保護しきれない商標

と商品・役務の範囲も、後述する不正競争防止法に基づく権利を組合せて保護すれば、主張・警告がわかり易くなると思います。

(4) 商標権は特許権と異なり権利の生成・消滅の管理がし易いので、今からでも、商標登録の不使用の指定区分を取下げ、取下げた区分を指定した防護標章登録出願をすることが可能な場合があります。制度趣旨をはき違えて力づくで権利行使をすると思われるよりも、その力を制度趣旨に沿った進め方に向けた方が、一時的に余分な出費があっても、納税者の理解を得ることができるのではないのでしょうか。

VI. 東京オリンピックのロゴ等の知的財産を保護する他の知的財産制度について

1. 不正競争防止法に基づく権利

(1) 不正競争防止法によれば、混同惹起行為（不競法 2 条 1 項 1 号）と著名表示冒用行為（不競法 2 条 1 項 2 号）が不正競争行為とされ、他人の不正競争行為によって営業上の利益を侵害等される者は、その不正競争行為の差止めを請求できます（不競法 3 条 1 項）。

(2) しかし、不競法 2 条 1 項 1 及び 2 号に基づいて差止請求権を行使しようとする者は、裁判で、自身の商品等表示⁽²⁰⁾が周知（混同惹起行為）又は著名（著名表示冒用行為）である、他人の表示が商品等表示である、自他の商品等表示が同一類似である、他人の商品等表示の使用が自身の商品又は営業と混同惹起している（混同惹起行為）こと等を、立証しなければなりません。

即ち、不正競争防止法に基づく差止請求権は、商標権に基づく差止請求権のように現に有効な権利として正当性が担保されているわけではなく、その正当性を差止請求する者自身が立証しなければなりません。

(3) 従って、高度な公益性を要請される組織委員会が、裁判でもない場で、不正競争防止法に基づいて差止請求できることを主張・警告をするのであれば、東京オリンピックのロゴ等の知的財産が商品等表示として周知又は著名であり、どのような場合に商品等表示としての使用になるのか、その周知又は著名表示と類似するのか等を例示することが望ましいと思います。

(4) このような場合、著名な東京オリンピックのロゴ等について防護標章登録をしていれば、商品等表示の著名性は特許庁が認定しており、著名表示冒用行為は著名商品等表示の類似範囲と防護指定商品・役務以外

の商品・役務にも及びるので、主張・警告がわかり易くなると思います。

2. 著作権

著作権に基づく差止請求権の行使の場合も、不正競争法に基づく権利と同様に、裁判で著作物性が否定されれば、そもそも著作権は生じていなかったことになるので、著作物として認定されそうな創作性を有するロゴ等以外の知的財産について、著作権に基づき差止請求の主張・警告することは望ましいとは思えません。

「オリンピックの知的財産」は古い場合も多く、著作権が切れているものが多々あるはずで。例えば「オリンピックシンボル」は1914年⁽⁰⁻¹¹⁾には使われているので、著作権は消滅しています。

東京オリンピックのロゴ等の知的財産について、例えば、著作権が有効に発生していたとして、せめて、その存続期間がわかるように創作年月日のリストを作成して保護基準に付録として添付できないのでしょうか。

3. アンブッシュ・マーケティングに対する牽制の在り方

(1) 立候補ファイルにおけるIOCの要請への招致委員会の回答によれば、オリンピック関連マーク及び名称は、我が国の既存の知的財産制度により保護するとしており、2018年1月1日までの成立を目指して、オリンピック関連マーク及び名称の使用について既存の知的財産制度による規制を超えた規制を意図した新たなアンブッシュ・マーケティング規制法を成立させることは約束しておらず、我が国が独自に法制化する動きもないようです。

(2) 一方で、既存の知的財産法には差止請求できる他人の行為が厳格に定められていますが、保護基準には、知的財産法に規定されていない、「名称およびそれらを想起させるような表現を…のイメージを流用する態様で使用する」行為、「アンブッシュ・マーケティングととられる」行為等に対し差止請求できるかのような主張・警告がなされています。

高度な公益性の観点から、組織委員会は、これらの行為がどの法律で規定されたどの行為なのかを明示した方が望ましいと思います。

VII. 「オリンピックシンボル」, 「五輪」及び「互輪」

1. 「オリンピックシンボル」について

表1のオリンピックシンボル (ml) は、不正競争防止法17条により国際機関の標章⁽⁰⁻¹²⁾として認定され、IOCと関係があると誤認させる方法による商標としての使用が禁止されており、保護基準は、東京オリンピックのロゴ等の知的財産の例示中、唯一、法的裏付けを示して主張・警告しています。オリンピックシンボルは世界有数の著名性を有するので、これを商標として使用すればIOCと関係があると誤認される可能性は極めて高いと思われます。

2. 「五輪」について

「オリンピックシンボル」及び「オリンピック」は日本語で「五輪」と呼ばれますが、「五輪」は保護基準のいうIOCの所有する「オリンピック資産」に該当し、従って、組織委員会が管理する東京オリンピックのロゴ等の知的財産に含まれている、とは思えません。

「五輪」とは、1936年に読売新聞の記者が文字数の節約のためにIOCとは全く無関係に創作した用語とのことです⁽⁰⁻¹³⁾。

IOCの公用語であるフランス語を話す人々からみれば、五つの輪が連なる図形は5大陸を表現する「Symbole olympique」なのであって、物理的な五つの輪「cinq anneaux」を概念せず、従って、遠いアジアの果ての異国の言葉である「五輪」が「Symbole olympique」の翻訳であるとは思えないでしょう。

従って、「五輪」はIOCの所有する「オリンピック資産」ではないとしかいいようがないように思います。

実際、もし「五輪」がIOCの所有する「オリンピック資産」であれば、保護基準は「東京オリンピックのロゴ等の知的財産として、いの一に例示するはずですが、保護基準の説明最終頁の下から5行目に「祝！東京五輪開催」が例示されるのみです⁽²¹⁾、「五輪」の文字を含む商標について、IOC、JOC、組織委員会等のオリンピック資産の所有者及び管理者は出願も登録もしていないようです。

2. 「互輪」について

(1) 2016年1月に、「パラリンピック」を日本語でどう呼ぶかについて、埼玉県戸田市が「〇輪」の〇部分の文字を募ったところ、「互輪」が最優秀賞に選ばれたという記事を読みました⁽⁰⁻¹⁴⁾。記事によれば、埼玉県戸田市は、今回の企画とその結果を文科省等に報告して

いますが、組織委員会からは何も言われていないようです。

(2)2015年10月に、埼玉県鶴ヶ島市が、インターネット上で『東京2020大会応援エンブレム』を募集したところ、組織委員会から、「東京2020大会」の名称使用が「ブランド保護基準に抵触する恐れがある」と指摘された結果、『「スポーツ大好きっ！」応援エンブレム』に名称変更したという記事を読みました⁽⁰⁻¹⁵⁾。

(3)これらの二つの記事は非常に興味深いことを示唆します。即ち、組織委員会は、

埼玉県鶴ヶ島市による「東京2020大会」の使用は「オリンピック資産」の使用とみなす一方で、

埼玉県戸田市による「○輪」及び「互輪」の「パラリンピック」の呼び名としての使用は「オリンピック資産」の使用とは考えていないと言うことができそうです。

3. 「五輪」と「互輪」は誰のものか

(1)「五輪」は1936年に日本人が使いだしてから現在に至るまで、日本人が世代を超えて、IOCとは無関係にそのものの呼び名として使用し続けた結果、「オリンピック」の普通名称となってしまう、我が国における公有財産 (public domain) になっているといえないでしょうか。

(2)「互輪」も、ネーミングが素晴らしいだけに、筆者は個人的には、単なる「パラリンピック」の呼び名ではなく、障害者を主体とする競技大会の総称として日本人の公有財産 (public domain) にして欲しいと強く願っています⁽⁰⁻¹⁶⁾

【おわりに】

組織委員会には知的財産を集中的に管理する知的財産部がないようです⁽²²⁾。

東京オリンピックの当初予算が約3000億円といわれていますから、組織委員会は、民間企業であれば、20人程度で組織された知的財産部を擁してもよいと思われま

す。組織委員会の知的財産部がIOCの知的財産の管理に責任を負い、公益性を考慮した知財管理を公的セクション（特許庁その他の行政の知財管理部門、民間の弁理士会など）の助言を受けてきちんとした保護基準を作成すれば、現在の解り難い説明と合理的とはいえない知財管理にはならないように思います。

また、大会スポンサー等の大口の使用権者がオリ

ピック資産を活用した商品を、末端で販売するのは商店などの中小企業等であることを考えると、その中小企業等を対象として禁止権を前面に出した現状の知財戦略はあまりに古典的ではないでしょうか。

自らはほとんど製造販売事業を実施しない組織委員会であれば、商品の流通・宣伝効果を俯瞰して大口の使用権者と中小企業等を有効に活用した知財戦略を、知的財産部で練り上げることが期待されます。

注

(0)本論考で引用するサイトのURLを以下にまとめる。

(0-1)組織委員会HP：<https://tokyo2020.jp/jp/>

(0-2)大会について：<https://tokyo2020.jp/jp/games/>

(0-3)公益法人制度とNPO法人制度の比較について：http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_seido.html

(0-4)国・都道府県公式公益法人行政統合情報サイト：<https://www.koeki-info.go.jp/>

(0-5)組織委員会定款：<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/finances/data/articles-a.pdf>

(0-6)大会計画：<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/>

(0-7)立候補ファイル：<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/data/candidate-section-4-JP.pdf>, <https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/data/candidate-section-7-JP.pdf>

(0-8)知的財産の保護：<https://tokyo2020.jp/jp/copyright/>

(0-9)Brand Protection：<https://tokyo2020.jp/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>

(0-10)特許情報プラットフォーム：<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

(0-11)オリンピックシンボルがつくられた時期：<http://www.joc.or.jp/olympism/education/20090202.html>

(0-12)【別表第4】国際機関の標章：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/hatashourei.html>

(0-13)日本経済新聞電子版2012年7月24日「「オリンピック」を「五輪」と表記したのは誰?」：http://www.nikkei.com/article/DGXNASDB18001_Y2A710C1000000/?df=2

(0-14)2016年1月15日付東京新聞 TOKYO Web：<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201601/CK201601150200122.html>

(0-15)2015年10月15日付読売新聞 (YOMIURI ONLINE)：<http://www.yomiuri.co.jp/feature/TO000299/20151016-OYT1T50129.html>

(0-16)柴大介「「五輪」及び「互輪」はオリンピック資産か?」：<http://patent-japan.sakura.ne.jp/page-103.html>

(1)「公益財団法人」は「学術、技芸、慈善その他の公益に関する23種類の事業であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与する」事業の比率が50%以上であり、行政庁（内閣府、都道府県）によって公益認定がされている（詳細はサイト(0-3)及び(0-4)）。

(2)組織委員会HP（サイト(0-1)）及び定款（サイト(0-5)）に

- よれば、組織委員会は、
- ・東京オリンピックの成功を通じて国民一般の利益の増進に寄与することを目的とし、
 - ・国民の税金が投入されている公益財団法人であるといえ、以下に反映される。
- (2-1) 「2020年に開催される第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会…の準備及び運営に関する事業を行い、もって大会の成功に期することを目的」とする公益財団法人である(定款3条)；
- (2-2) 設立者は東京都及び公益財団法人日本オリンピック委員会で、それぞれ1億5千万円ずつ拠出している(定款5条)；
- (2-3) 安倍首相が議長である顧問会議が置かれている(定款38条)。
- (3) 注(2-3)の事情を有する組織委員会が使用する国内に関する用語であるので、本論考では「知的財産権」を知的財産基本法2条2項に定義された内容(当然に、組織委員会が例示する「特許権」「意匠権」「商標権」「不正競争法に基づく権利」「著作権」を含む)であることを前提とする。
- (4) 保護基準の「はじめに」に掲載されているオリンピック憲章7.4の日本語訳によれば、東京オリンピックのロゴ等は「オリンピック資産」として独占的にIOCに帰属するとする。なお、この日本語訳は最新版のオリンピック憲章7.4のJOC公式訳文と内容が相当に異なる。何故このような日本語訳を掲載するのか不明であるが、公益的観点からみて適切とはいえない。
- (5) (a)東京2020大会スポンサー (b)RHB(大会放送権者) (c)開催都市・各府省、および開催会場となる自治体 (d)新聞、テレビ、雑誌等の報道機関(報道目的に限る) (e)日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会 (f)地方自治体(使用できる権利、品目は組織委員会が許諾したものに限り) (g)その他組織委員会が使用を適当と認める組織/団体/事業 が列挙され、(a)はトヨタ等を含む国内外グローバル大企業からなるワールドワイドオリンピックパートナー(IOCのスポンサー)とNTT等を含む国内大企業からなるローカルパートナー(組織委員会のスポンサー)からなる。
- (6) 契約内容は不明である。
- (7) 中村仁、土生真之「スポーツイベントの商標保護～アンブッシュ・マーケティングを中心として～」パテント67巻5号23-29頁(2014):「アンブッシュ・マーケティング」をわかり易く解説・論考しており参考になる。
- (8) 保護基準「2」によれば、大会の収入源のうち「ローカルスポンサーシップ」「チケット販売」「ライセンス」の合計が54%である。
- (9) 「保証書」については立候補ファイル「テーマ4 法的側面4.3」「テーマ7 マーケティング7.3.1」で言及されているが、保証書自体は添付されていないようである。
- (10) 「想起させる」「流用する」という言い回しは、少なくとも知的財産法には見いだせないのが、法的に何を意味しているのか不明である。
- (11) I. で引用するように保護基準は「使用することはできません」「使用しないでください」と柔らかく表現しているが、要は「使用を禁ずる」と警告している。
- (12) 東京オリンピックが刻々と迫る中、弁理士に対する、組織委員会の知財管理の情報に関する中小企業等からのニーズは非常に大きい。
- (13) 差止請求が裁判所に認められると、差止請求権を行使された側は、商品の生産販売活動を停止せざるをえず倒産に繋がるリスクを抱えることになる。
- (14) ネットにアクセスできなければ「保護基準」にアクセスすることも容易ではない。
- (15) w8(パラリンピック)に対応する出願(商願2013-099481)は、審査に2年係属しており、2016年3月15日現在で未登録である(第3者の既登録商標に影響を受けているのかもしれない)。W9(パラリンピアン)も第3者の先願商標の存在が審査にどう影響するか注目される。
- (16) 35類はデパート等の小売り役務のための区分である。
- (17) 「事業計画書」をきちんと作成することは小規模雑貨店にとって大きな負担である。
- (18) 招致委員会が指定した商品・役務には「耳かき」(10類)、「タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片」(12類)、「かんなくず」(22類)等が含まれ、招致委員会がこれらの商品・役務に「TOKYO2020」を使用して事業をすることは常識的には考え難い。
- (19) 特許庁審査基準室に確認したところ、著名性の判断時期は査定時である。
- (20) 「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」と定義されている。
- (21) 「オリンピック資産」に該当しない「五輪」を含む「祝!東京五輪開催」の使用禁止警告は何を根拠にしているのかということになる。
- (22) 少なくとも組織委員会HP(サイト(0-4))のどこにも見当たらない。

(原稿受領2016.2.2)

〔表1〕		保護基準の例示の一部	登録番号 出願番号	商標権者出願人	商標	区分	数	
マ ー ク に 関 す る 知 的 財 産	m1	オリンピックシンボル		<1026242>	IOC		2, 8, 13, 15, 20-24, 26-27, 31, 33-34, 45 以外	30
	m2	パラリンピックシンボル		<0821377>	IPC		14, 16, 41	3
	m3	東京 2020 オリンピックエンブレム						
	m4	東京 2020 パラリンピックエンブレム		[2016-040448] 第1 国出願が リヒテンシュ タイン	IPC		全区分	
	m5	大会マスコット	未定					
	m6	ビクトグラム	未定					
	m7	大会呼称	Tokyo 2020	5626678	組織委員会	TOKYO 2020 (標準文字)	01~45	45
	m8	大会モットー	未定					
	m9	JOC 第1 エンブレム						
	m10	JOC 第2 エンブレム		1 区分ずつ 3229229 等 42 登録	JOC		43-45 以外	42
	m11	JPC 第1 エンブレム						
	m12	JPC 第2 エンブレム						
	m13	JOC スローガン	がんばれ!ニッポン!	4470504 4481000 4826259 4868683 4902995 4902995 (01) 4902995 (02)	JOC	がんばれ!ニッポン!	01 13, 43-45 以外 33 16 41 13 45	1 42 1 1 1 1 1
w1	大会 名称 正式	第32回オリンピック競技大会 / Games of the XXXII Olympiad / 東京2020パラリンピック競技大会 / Tokyo 2020 Paralympic Games						
w2	大会 通称	東京2020オリンピック競技大会 / Tokyo 2020 Olympic Games / 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 / Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games						
w3	略大 称会	東京2020大会 / Tokyo 2020 Games 東京2020 / Tokyo 2020						
w4		オリンピック	<1128501>	IOC	OLYMPIC	23 以外	44	
w5		オリンピズム						
w6		オリンピック	<1056066>	IOC	OLYMPIAN	1, 3-6, 10-12, 14, 17-19, 25, 32, 35	23	

用語に関する知的財産	その他の用語	w7	オリンピックアード	<1128499>	IOC	OLYMPIAD	-40, 42-44 8, 15, 20-24, 26-27, 31, 33-34 以外	31
		w8	パラリンピック	5167413	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	パラリンピック (標準文字)	41	1
				[2013-099481]	IPC	PARALINPIC (標準文字)	9, 10, 12, 35, 36, 41	6
		w9	パラリンピアン	[2015-085606]	ベストライセンス株式会社	PARALYMPIAN (標準文字)	9, 16, 35, 41, 42, 45	6
		w10	Citius, altius, Furtius	1145651	IOC		25, 35, 41	3
		w11	Faster, Higher, Stronger					
		w12	より速く、より高く、より強く					
		w13	Spirit in Motion	<0822073>	IPC	SPRIT IN MOTION	14, 16, 25, 35, 41	5
		w14	聖火／聖火リレートーチ／トーチリレー	1077718	組織委員会	聖火	16, 27	2
		w15	オリンピック日本代表選手団／パラリンピック日本代表選手団					
		w16	がんばれ！ニッポン！	m13 (JOC スローガン) 参照				

[備考] 登録番号・出願番号で <*****> は国際登録, [****-*****] は商願

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 須山英明, 本田 淳
記

- 応募資格** 知的財産の実務, 研究に携わっている方 (日本弁理士会会員に限りません)
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則, 先着順とさせていただきます。また, 編集の都合上, 原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし, 分割掲載や連続掲載はお断りしていますので, ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守 ~ 20,000 字以内 (引用部分, 図表を含む) パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名 (仮題で可)
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先 (TEL・FAX・E-mail) を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 第3事業部 広報・支援室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 掲載基準** <http://www.jpaa.or.jp/?p=9390>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果, 不掲載とさせていただきますことありますので, 予めご承知ください。